

# 近畿税政連FaxNews

発行 近畿税理士政治連盟 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 令和6年12月23日

## 令和7年度税制改正大綱が決定

令和7年度税制改正大綱が、12月20日に与党において決定された。

近税政では、日税政及び近税会と連携し、情報収集と陳情に努めてきた。この結果、要望項目のうち、令和7年度において決定した主な項目は次の通りである。

### I 個人所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除額は次の通りとなる。

| 合計所得金額    |           | 基礎控除 |
|-----------|-----------|------|
| 2,350万円以下 |           | 58万円 |
| 2,350万円超  | 2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,400万円超  | 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超  | 2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超  |           | 0円   |

※この改正は、令和7年度分以後の所得税について適用する。

### II 事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和

- (1) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
- (2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員であることとする。

※これらの改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

### III 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年間延長する。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

※このFaxNewsは近畿税理士政治連盟の会員にお送りしています